

事務連絡
令和2年5月29日

介護保険事業所開設者様

長野市長 加藤久雄
(保健福祉部高齢者活躍支援課)

令和元年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の
実績報告について（通知）

日頃から、介護保険事業に御尽力いただき、感謝申し上げます。

標記については、厚生労働省から発出された「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成30年3月22日付け老発0322第2号）及び「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式の提示について」（平成31年4月12日付け老発0412第8号）により、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに提出することとされています。

つきましては、令和元年度に介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を算定した事業者は、下記により実績報告書を提出してください。

なお、介護予防・日常生活支援総合事業（訪問介護・通所介護相当サービス）を実施している場合、実績報告書の添付資料につきましては行を分けて記入して頂きますようお願いいたします。

記

1 提出書類

<介護職員処遇改善加算のみを取得した事業所>

(1) 実績報告書 確認表（別紙様式1-2）

(2) 介護職員処遇改善実績報告書（別紙様式3及び添付書類1～3）

- ① 指定事業所一覧表（添付書類1）・・・長野市が指定する事業所について記入。
対象となる事業所が1か所のみであっても提出が必要です。
- ② 長野県内の指定権者別一覧表（添付書類2）・・・県内で指定権者の圏域を超えて所在する事業所を一括して提出する場合に添付。県内の指定権者ごと記入。
該当しない場合は添付不要です。
- ③ 都道府県状況一覧表（添付書類3）・・・他の都道府県に所在する複数の事業所等を一括して提出する場合に添付。都道府県ごと記入。
該当しない場合は添付不要です。

<介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算の両方を取得した事業所>

(1) 実績報告書 確認表（別紙様式1-2）

(2) 介護職員処遇改善実績報告書（別紙様式3及び添付書類1～3）

- ① 指定事業所一覧表（添付書類1）・・・長野市が指定する事業所について記入。
対象となる事業所が1か所のみであっても提出が必要です。
- ② 長野県内の指定権者別一覧表（添付書類2）・・・県内で指定権者の圏域を超えて所在する事業所を一括して提出する場合に添付。県内の指定権者ごと記入。

該当しない場合は添付不要です。

- ③ 都道府県状況一覧表（添付書類3）・・・他の都道府県に所在する複数の事業所等を一括して提出する場合に添付。都道府県ごと記入。

該当しない場合は添付不要です。

(3) 介護職員等特定処遇改善実績報告書（別紙様式3及び添付書類1～3）

- ① 指定事業所一覧表（添付書類1）・・・長野市が指定する事業所について記入。
対象となる事業所が1か所のみであっても提出が必要です。
- ② 長野県内の指定権者別一覧表（添付書類2）・・・県内で指定権者の圏域を超えて所在する事業所を一括して提出する場合に添付。県内の指定権者ごと記入。
該当しない場合は添付不要です。
- ③ 都道府県状況一覧表（添付書類3）・・・他の都道府県に所在する複数の事業所等を一括して提出する場合に添付。都道府県ごと記入。
該当しない場合は添付不要です。

2 提出書類掲載場所

次の長野市公式ホームページ上に、提出書類様式等を掲載しています。

○長野市ホームページ

「トップページ」→「組織でさがす」→「保健福祉部高齢者活躍支援課」→「介護保険事業者の皆様へ」→「処遇改善加算について」→「令和元年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の実績報告について」

3 提出部数 1部

4 提出期限 令和2年7月31日（金）

5 提出先 長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市役所 第2庁舎1階
保健福祉部高齢者活躍支援課に提出してください（郵送による提出も可能）。

6 留意事項

- ・ 「介護職員処遇改善加算に係る職員別賃金改善額等計算シート」は、例年実績報告書と一緒に提出を依頼していましたが、文書量の削減や事務負担の軽減の観点から令和元年度の実績報告については、提出を不要としますが、参考で添付しますので、実績報告書作成の際にご活用ください。
- ・ 提出が必須となる「介護職員処遇改善実績報告書（別紙様式3）」、「介護職員等特定処遇改善加算実績報告書（別紙様式3）」については、1つのエクセルファイルにタブ区切りでまとめています。

7 その他

- ・ 長野県国民健康保険団体連合会が毎月送付する「介護職員処遇改善加算総額のお知らせ」により、各事業所・施設の加算受給額（利用者負担を含む。）を確認できます。また、お知らせに記載されている〇月審査分については、〇月の前月請求に係るものとなっています。（例：4月審査分 → 3月請求分を4月に審査したという意味です。）

- ・ 請求漏れ、エラー等の理由により、賃金改善実施期間の終期までに支払うことができなかった場合、翌年度の実績報告の加算受給額に含めてください。

長野市保健福祉部高齢者活躍支援課

介護施設担当

TEL : 026-224-5094 FAX : 026-224-5126

E-mail : kourei@city.nagano.lg.jp

2 介第 142 号
令和 2 年（2020 年）6 月 1 日

高齢者福祉施設・事業所管理者 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部
本部長 阿 部 守 一

**本県における緊急事態宣言の解除等を受けた新型インフルエンザ等対策
特別措置法第 24 条第 9 項に基づく感染防止策の徹底等について（要請）**

日頃から、本県の高齢者福祉施策に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策について、政府対策本部長は、令和 2 年 5 月 25 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 32 条第 5 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を解除しました。

本県では、同日に改正された国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等を踏まえ、5 月 29 日に開催した新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議において、別添「6 月 1 日以降の長野県としての対応について」のとおり、法第 24 条第 9 項に基づき、ガイドラインの周知を通じた感染防止策の徹底及びイベントの開催基準の遵守について要請を行うこと等を決定しました。

介護保険サービス等は、利用者の方々やその家族の生活を維持する上で欠かせないものであり、利用者や御家族等の状況を踏まえ、必要なサービスを継続的に提供することが求められます。

つきましては、下記の点に留意して御対応くださいますようお願いいたします。

なお、国の動向及び今後の県内の感染の状況等によっては、要請等の内容を見直す場合がありますので、御承知おきください。

記

1 要請内容

(1) 感染防止策の徹底の継続

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）」（令和 2 年 4 月 7 日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）、「介護老人保健施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和 2 年 5 月 7 日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の改訂について」（令和 2 年 5 月 11 日付け厚生労働省こども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）等を踏まえ、引き続き、感染防止策の徹底をお願いします。

2 協力を依頼する事項

(1) 5月25日に緊急事態措置が解除された5都道県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）との往来への慎重な対応

6月18日までの間においては、5月25日に緊急事態措置が解除された5都道県との間の往来については慎重に対応いただき、往来が必要な場合には、人ごみを避け、基本的な感染防止策を徹底するとともに、自らの健康観察を行っていただくようお願いいたします。

3 その他

(1) イベント開催基準の遵守等

イベントの開催に当たっては、概ね3週間毎に、段階的に規模要件を緩和することとしておりますので、開催に当たっては、適切な感染防止策を実施いただくとともに、基準を遵守いただくようお願いいたします（別添「6月1日以降の長野県としての対応について」の5（3）を参照。）。

(2) 参加者又は利用者名簿の作成による連絡先等の把握

感染拡大防止の観点から、イベントの開催に当たっては、別紙の「【参考】イベント・観光施設等における参加者・利用者名簿の考え方について」を参考に、名簿を作成し、連絡先等を把握しておくようお願いいたします。

担 当	健康福祉部介護支援課サービス係、施設係 (課長) 篠原 長久 (担当) <u>山本 哲也</u> 、奥原 清恵
電 話	026-235-7121、7113
ファクシミリ	026-235-7394
電子メール	kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp

「長野市保健所管内保健医療福祉関係者等研修会」のお知らせ

長野市保健所健康課

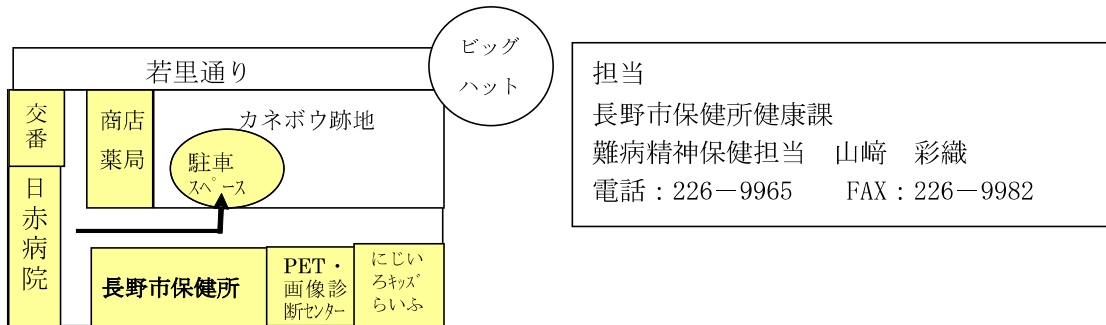
平素、本市の保健福祉行政に格別なる御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

長野市保健所では、疾病構造の変化及び市民ニーズの多様化・高度化に対応した地域保健活動の推進を図り市民への健康の保持増進に寄与するため、保健・医療・福祉関係者研修会を実施しております。

つきましては、「長野市保健所管内保健医療福祉関係者等研修会」を下記のとおり開催いたしますので、御出席ください。

記

- 1 日 時 令和2年6月29日（月） 午後1時40分から午後4時まで
- 2 場 所 長野市保健所 2階会議室A B （長野市若里6丁目6番1号）
- 3 内 容
 - (1) 情報提供 「長野市の難病患者に対する台風19号の際の対応について」
担当 長野市保健所健康課 難病精神保健担当 保健師
 - (2) 講演 「難病患者の災害対策」
講師 相澤東病院 診療部長 近藤 清彦 氏
- 4 出席者 保健・医療・福祉に従事する関係者
- 5 申し込み
別紙により参加者氏名を6月19日（金）までに長野市保健所健康課へ御連絡ください。新型コロナウイルス感染拡大予防のため、参加者は各事業所1名のみでお願いいたします。なお、定員に達した場合、人数を調整させていただく場合がありますの御ご了承ください。
- 6 駐車場 長野市保健所北側のカネボウ跡地を御利用ください。
- 7 その他 会場内でのマスク着用、当日来所前の検温に御協力お願いいたします。風邪症状のある方は当日の参加を御遠慮ください。



送信票不要

(FAX様式)

令和2年 月 日

「6月29日管内保健医療福祉関係者等研修会」 出席報告書

長野市保健所健康課
難病精神保健担当 山崎 行
(FAX 026-226-9982)

施設名 _____

連絡先(電話) _____

6月29日(月)の管内保健医療福祉関係者研修会に、下記のとおり出席します。

所 属	職 名	氏 名	備 考

*6月19日(金)までに、御報告をお願いします。

新型コロナウイルス感染拡大予防のため、参加者は各事業所1名のみでお願いいたします。
なお、定員に達した場合、人数を調整させていただく場合がありますので御了承ください。

◎講師への質問がありましたら、お知らせください。

事業所で働く皆さまへのお知らせ

～新型コロナウイルス感染症対策について～



出勤にあたり、健康状態を確認しましょう。

- ① 朝・夕の体温測定をしましょう。発熱や風邪症状がある場合は、仕事を休んで様子を見ましょう。
- ② 発熱が無くても体調不良のときは、仕事を休んで様子を見ましょう。
- ③ 勤務中に発熱及び風邪症状が出現したときは、マスクを着けて帰宅し、様子を見ましょう。

※症状が改善せず心配な場合は、電話で、かかりつけ医又は「新型コロナウイルス感染症有症者相談窓口」へご相談ください。



体調が回復して、復職（出勤）するときは？

職場で決められている基準にそって、職場復帰を行ってください。
また、産業医のいる職場の方は、産業医の判断に従ってください。

新型コロナウイルス感染症に関する

「陰性証明書」や「治癒証明書」はもらえますか？

現在、新型コロナウイルス感染症のPCR検査は、医師が診療のために必要と認めた場合、又は、公衆衛生上の観点から自治体が必要と判断した場合に実施しています。

長野市保健所では、

PCR検査を実施した方について、これにかかる「各種証明書等」の発行はしていません。

また、医師や自治体にPCR検査が必要と判断されていない方についても、同様に「各種証明書等」の発行はしていません。

長野市保健所健康課

電話：直通 (026) 226-9964 FAX：(026) 226-9982